

鹿屋市テレワーク移住奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住・定住を促進することにより社会人口の増加を図るため、県外から本市に移住し、テレワークを行う者に対し、予算の範囲内において鹿屋市テレワーク移住奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、テレワークとは、情報通信技術を活用して行う場所及び時間にとらわれない柔軟な働き方をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、令和5年1月1日以後に県外（日本国内に限る。）から本市に転入した者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市に転入した日において、60歳未満の者であること。
- (2) 本市に転入した日前6か月以上継続して県外に住民登録があること。
- (3) 奨励金の交付申請の日以後3年以上継続して本市に居住する意思があること。
- (4) 同一の世帯に属する者で、この要綱による奨励金を受けた者がいないこと。
- (5) 鹿屋市かごしま移住就業支援金交付要綱（令和元年鹿屋市告示第85号）による鹿屋市移住支援金の交付を受ける者又は受けた者ではないこと。
- (6) 鹿屋市暴力団排除条例（平成24年鹿屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (7) 次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。

ア 県外の企業に在職している被雇用者であって、本市に転入後もテレワークにより就労を継続すること。ただし、転勤、出向、出張、研修等を理由とした転入の場合を除く。

イ 県外で企業を経営している法人経営者であって、本市に転入後もテレワークにより当該法人経営を継続すること。

ウ 事業活動を行う個人事業主であって、本市に転入後もテレワークにより当

該事業活動を継続すること。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、補助対象者が単身世帯の者である場合にあっては30万円、補助対象者ととともに1人以上の世帯員が転入した場合にあっては50万円とする。

2 補助対象者ととともに18歳未満の世帯員が転入した場合は、前項の額に25万円を加算する。

(奨励金の交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鹿屋市テレワーク移住奨励金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 被雇用者にあっては、テレワークに係る所属先企業の就業証明書

(2) 法人経営者又は個人事業主にあっては、テレワークにより法人経営又は事業活動を行っていることを証する書類

(3) 世帯全員の転入の日前6か月間の住所が分かる住民票の除票又は戸籍の附票の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請ができる期間は、本市に転入した日が1月から3月までの間である場合にあっては翌年度の3月31日まで、4月から12月までの間である場合にあっては、当年度の3月31日までとする。

(奨励金の交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、奨励金を交付することが適当であると認めたときは、奨励金の交付の決定及び額の確定を行い、その旨を鹿屋市テレワーク移住奨励金交付決定及び交付確定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知する。

(奨励金の請求)

第7条 前条の通知を受けた者が奨励金を請求しようとするときは、鹿屋市テレワーク移住奨励金交付請求書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(奨励金の返還)

第8条 市長は、奨励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消し、当該各号に定める額を返還させることができる。ただし、

倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると市長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 申請書その他の関係書類に虚偽の記載をした場合 全額
- (2) 奨励金の申請の日から2年未満の間に本市から転出した場合 全額
- (3) 奨励金の申請の日から2年以上3年以内に本市から転出した場合 半額

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行